



大津市公報

令 和 7 年 5 月 1 日
号 外 （第 27 号）

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日（休日の場合は翌日）発行

目 次
○ 規 則
66 大津市景観法等施行細則の一部を改正する規則…………… 1

規 則

大津市景観法等施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年5月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第66号

大津市景観法等施行細則の一部を改正する規則

大津市景観法等施行細則（平成18年規則第105号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号及び第3号中「重要眺望点」の次に「及び対岸重要眺望点」を加える。

別表第1法第16条第1項第3号に掲げる行為の項中「のり面の状況」を「法面の状況」に、「のり面の措置」を「法面の措置」に改め、同表政令第4条第1号に掲げる行為の項中「のり面」を「法面」に改め、同表政令第4条第4号に掲げる行為の項中「さく」を「柵」に改め、同表政令第4条第5号に掲げる行為の項中「のり面」を「法面」に改める。

別表第2中「重要眺望点」の次に「及び対岸重要眺望点」を加える。

様式第1号及び様式第2号中

「

景観区	
-----	--

を

」

「

景観エリア・景観重点地区	
眺望景観保全地域・対岸眺望景観保全地域	

に改める。

」

様式第3号から様式第7号までの規定中「景観区」を「景観エリア・景観重点地区」に改める。

様式第8号（第1葉）中「景観区」を「景観エリア・景観重点地区」に、「眺望景観保全地域」を「眺望景観保全地域・対岸眺望景観保全地域」に、「重要眺望点」を「重要眺望点・対岸重要眺望点」に改め、同様式（第3葉）中「重要眺望点名」を「重要眺望点名／対岸重要眺望点名」に、「眺望景観保全地域内」を「眺望景観保全地域・対岸眺望景観保全地域内」に改める。

様式第9号中「景観区」を「景観エリア」に改める。

様式第10号（第1葉）中「景観区」を「景観エリア・景観重点地区」に、「眺望景観保全地域」を「眺望景観保全地域・対岸眺望景観保全地域」に、「重要眺望点」を「重要眺望点・対岸重要眺望点」に改め、同様式（第3葉）中「重要眺望点名」を「重要眺望点名／対岸重要眺望点名」に、「眺望景観保全地域内」を「眺望景観保全地域・対岸眺望景観保全地域内」に改める。

様式第11号中「景観区」を「景観エリア」に改める。

様式第15号、様式第17号及び様式第21号から様式第23号までの規定中「景観区」を「景観エリア・重点景観地区」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年11月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。